

飯能市行政不服審査会の答申の内容について

諮問番号	事件名	実施機関	申立年月日	答申日	答申内容
		根拠法	諮問年月日		
令和2年度 諮問第1号	平成31年度固定資産税賦課決定 処分に係る審査請求	市長 (資産税課)	R1.7.3	R2.7.13	審査請求人は、固定資産税の賦課期日である平成31年1月1日時点で固定資産の所有者であり、納税義務者に該当することから、固定資産税の賦課処分は適法であるため、本件請求を棄却すべきとした。
		地方税法	R2.4.21		